

○委員長（井上宜久）

次に、認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）を議題といたします。細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

すみません。決算認定に入る前に、先ほど介護保険事業の歳出の決算書説明資料の中の77ページをご覧いただきたいのですが、決算書ではなくて、決算書の事項別明細書のほうですが、その77ページの下の方から4行目の基金積立金のところで、説明欄のところですが、介護保険料の剰余金及び介護保険財政安定化基金となっているのですが、介護保険財政調整基金の間違いですので、説明は財政調整基金でさせていただいたのですが、直していただければと思います。申しわけありません。

○委員長（井上宜久）

もう一度。

○保険健康課長（田辺弘子）

77ページの介護保険財政調整基金です。申しわけありません。

○委員長（井上宜久）

では、修正をお願いします。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、認定第6号 決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

決算書の259ページになります。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額1億4,422万3,000円、歳入決算額1億3,889万3,497円、歳出、歳出予算現額1億4,422万3,000円、歳出決算額1億3,673万7,447円、歳入歳出差引額215万6,050円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続いて、260ページ、261ページになります。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで予算現額1億4,422万3,000円、調定額1億3,958万287円、収入済額1億3,889万3,497円、不納欠損額3万9,360円、収入未済額64万7,430円、予算現額と収入済額との比較、532万9,503円でございます。

続いて、262ページ、263ページになります。歳出、1款総務費から4款予備費、予算現額1億4,422万3,000円、支出済額1億3,673万7,447円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額748万5,553円、予算現額と支出済額との比較748万5,553円、歳入歳出差引残額215万6,050円になります。

す。

では、附属資料をご覧いただきたいと思います。345ページの後期高齢者医療事業特別会計をご覧いただきたいと思います。今年度24年度から一番下に被保険者数の推移ということで、20年度から被保険者数の人数と伸び率を記載させていただいております。各年度の3月末の人数でございますけれども、20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、21年度については、前年比としては8.95という伸び率になってございます。その後、5%強の伸び率になってございまして、24年度については、対前年度比については6.61%、人数としては1,533人というような形で、やはりこちらも人数が増えているような状況になってございます。

こちらには記載していないんですけれども、一人当たりの医療費で見ますと、83万4,825円という形が24年度の一人当たりの医療費になります。83万4,825円、前年と比べまして5,436円ほど増えているような状況になってございまして、プラス0.7%の伸びになっております。

では、上のほう歳入をご覧いただきたいと思います。まず、後期高齢者医療保険料ということで、保険料、対前年と比べて11.1%ほど伸びております。これにつきましては、被保険者数も伸びている関係もございまして、保険料が24年度から改定になってございます。その改定によりまして、こちらも保険料が伸びている状況となっております。

歳入の合計といたしまして、対前年と比べて6.8%の伸び、歳出で見ますと、2の後期高齢者医療広域連合の納付金という形で、対前年と比べまして7.1%の伸びになってございます。トータルといたしまして、歳出合計として7.0%の伸びということで、23年度6.1%に比べて、やはり人数が増えているという関係もありまして、歳出は伸びてございます。

では、事項別説明書に移りまして説明をさせていただきます。82ページをご覧ください。まず、後期高齢者医療の保険料になります。こちら現年度分の特別徴収の保険料ですけれども、収納総件数として6,442件です。

その下、普通徴収保険料でして、そこが収納総件数3,317件で、収納率は98.6%になります。現年度分については、99.6%でございまして、過年度分については、普通徴収保険料ということで、過年度分3年間の滞納繰越分の保険料、収納総件数としては56.8人、収納率としては80.4%になります。

続いて、一つ飛ばしまして、繰入金になります。一般会計繰入金、保険基盤安定基盤繰入金になりまして、低所得者による保険料軽減分と元被用者保険の被扶養者だったものにかかる保険料軽減分を県負担分4分の3とあわせて一般会計から繰り入れをさせていただきます。その他、一般会計繰入金ということで、保険料徴収等による事務費を一般会計から繰り入れてさせていただきます。

その一番下、諸収入になりますけれども、保険料還付金ということで、広域連合に納付した23年度還付金の還付未済金を精算してさせていただきます。

続いて、歳出になりまして、84ページになります。総務費でございます。一般管理費、保険料徴収等による通知の印刷作成や、発送を行ったものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金になります。後期高齢者医療広域連合へ、町が徴収しました保険料の相当分1億2,219万9,870円と軽減額の相当分1,271万1,538円を納付してございます。

一番下、諸支出金ということで、過年度分保険料還付金になります。死亡者等の過年度保険料の精算還付を行ってございます。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

以上で認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の説明が終了いたしました。

○保険健康課長（田辺弘子）

失礼しました。最後、すみません。失礼いたしました。

最後に272ページの実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思います。

1、歳入総額1億3,889万3,000円、2、歳出総額1億3,673万7,000円、3、歳入歳出差引額215万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源ということでゼロ円、5、実質収支額215万6,000円になります。

以上でございます。

○委員長（井上宜久）

失礼しました。以上で認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の説明が終了いたしました。